

## 指名停止措置の概要

### 1 指名停止の措置を受けた者及び住所

富士建設工業 株式会社  
福岡県柳川市東蒲池296-1

### 2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和4年2月3日～令和4年3月2日（1ヵ月）  
九州区域（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

### 3 指名停止理由

富士建設工業 株式会社は、平成30年10月ごろ、福岡県柳川市において施工した民間工事において、異なる下請契約を記載した虚偽の施工体制台帳等を作成したことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和3年12月10日に福岡県知事より7日間の営業停止処分を受けた。

このことが、農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

### 4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第13号（建設業法違反行為）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）  
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
（建設業法違反行為） 13 当該区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から当該区域を対象として1ヵ月以上9ヵ月以内